

香川県営業継続応援金（第4次）【申請受付要項】（概要）

【受付期間】

令和4年4月27日（水）から令和4年6月15日（水）まで（当日消印有効）

【受付方法】

- 申請書類は、簡易書留など送達が確認できる方法で**郵送**してください。
- 感染拡大防止の観点から、香川県営業継続応援金（第4次）事務局や県庁への持参による申請はできません。

＜宛先＞〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業継続応援金（第4次）事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- 送料は申請者の方がご負担ください。
- 提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県営業継続応援金（第4次）事務局のホームページ（<https://kagawa-ouen4.com>）又は香川県ホームページから必要書類をダウンロードして下さい。

- 香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業継続応援金（第4次）コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は、下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業継続応援金（第4次）コールセンター ☎087-802-1656

開設期間：令和4年4月27日（水）～6月15日（水） 9時～17時30分（平日のみ）

適正な申請をお願いします。

この応援金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、応援金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項 · · · · p. 1～p. 15
記載例 · · · · · p. 16～p. 29

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。

香川県営業継続応援金（第4次）【申請受付要項】

令和4年4月27日

1 趣旨

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大、まん延防止等重点措置の実施に伴い、県民の外出機会が減少したことなどにより、大きな影響を受けた県内事業者の営業継続を支援するため、香川県営業継続応援金（第4次）（以下「応援金」という。）を支給するものです。

2 支給対象・支給要件

【支給対象】

応援金の支給対象は、次の①～④のいずれかに該当する事業者とします。

ただし、令和4年1月から3月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食店・喫茶店を有する事業者は、支給対象となりません。その他、支給対象外となる場合については、3ページをご覧ください。

- ① 香川県内に事業所（個人事業主にあってどこにも事業所が無い場合は住居）を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業（※1）、中堅企業等（※2）又は個人事業主
 - ② 香川県内に事業所（個人事業主にあってどこにも事業所が無い場合は住居）を有し、上記①の事業者と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
 - ③ 香川県内に事業所（個人事業主にあってどこにも事業所が無い場合は住居）を有し、県内の飲食事業者（食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主）と直接又は間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
 - ④ 香川県内に店舗を有する飲食事業者（※3）
- (※1)中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (※2)中堅企業等とは、中小企業者に該当しない事業者で、次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の(1)若しくは(2)のうちいずれかを満たす法人であること。
- (1) 資本金の額又は出資の総額¹が10億円未満であること
 - (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員²の数が2,000人以下であること
- (※3)例えば、昼間のみ営業している飲食店など、営業時間短縮の要請の対象とならなかった飲食店又は喫茶店を有する事業者

¹ 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

² 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

【支給要件】

支給要件は、支給対象となった者のうち、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たしていることとします。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大、まん延防止等重点措置の実施に伴う県民の外出機会の減少等による直接的な影響を受け、令和4年1月から3月までの事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上の合計額が、「平成30年同期（平成30年1月から3月まで）」、「平成31年同期（平成31年1月から3月まで）」、「令和2年同期（令和2年1月から3月まで）」又は「令和3年同期（令和3年1月から3月まで）」の売上の合計額と比較して20%以上減少していること（※1）
- (イ) 令和3年10月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有すること（令和3年10月2日以降に事業を開始した場合は、この応援金の支給対象となりません。）
- (ウ) 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること（※2）

（※1）売上減少率の計算方法

A=事業者としての県内全ての事業所・店舗での「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」の売上の合計額

B=事業者としての県内全ての事業所・店舗での令和4年1月から3月までの売上の合計額

$$(A - B) \div A \times 100 = \text{売上減少率}(\%)$$

◎ 平成31年1月2日から令和3年10月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合の取扱い（創業等特例）は13頁～14頁をご覧ください。

（※2）業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧については、以下のURL（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP）をご参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（カ）のいずれかに該当する事業者は、応援金の支給対象となりません。

- (ア) 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
 - (イ) 香川県補助金等交付規則第5条の2各号（※）に掲げる者
 - (ウ) 既にこの応援金（第4次）の支給を受けた事業者（この応援金（第4次）の支給は1事業者につき1回に限ります。）
 - (エ) 令和4年1月から3月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食店・喫茶店を有する事業者
 - (オ) 自動販売機のみの営業許可を受けている事業者
 - (カ) (ア)～(オ)に掲げる者のほか、支給することが適当でないと知事が認める者
- (※) 香川県補助金等交付規則
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

3 支給額

- 応援金の支給額は、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \boxed{\text{「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」の県内事業所・店舗における売上の合計額} - \boxed{\text{令和4年1月から3月までの県内事業所・店舗における売上の合計額}}}$$

(1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

- ただし、1事業者当たりの上限額は30万円とします。

※創業等特例については13頁～14頁をご覧ください。

4 申請に必要な書類

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

添付する書類の写しについても、可能な限りA4サイズでお願いします。

(1) 香川県営業継続応援金（第4次）申請書（第1号様式）【記載例 p. 16～17】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください（消せるボールペンは不可）。

(2) 売上減少申告書（第2号様式（その1））【記載例 p. 18】

- ・顧問契約を締結している税理士又は公認会計士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。
- ・事務局の申請サポートセンター（TEL: 087-802-1656）において書類を事前確認させていただき、必要な助言等を行うことが可能です。申請サポートセンターは予約制ですので、必ず事前に電話で日時を予約のうえ、お越しください。
- ・税理士、公認会計士又は申請サポートセンターにより確認を受ける際には、売上減少申告書に必要事項を記載のうえ、令和4年1月～3月と「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる書類を準備してください。
- ・税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類（3）を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。
- ・平成31年1月2日から令和3年10月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合は第2号様式（その2）売上減少申告書（創業等特例分）に記載してください【記載例 p. 19】。

(3) 令和4年1月～3月と「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・法人の場合は、確定申告書類の「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」【p. 10 参照】の写し
- ・個人事業主（青色申告）の場合は、確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」【p. 12 参照】の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面（※）
- ・売上台帳等の写し（※）

なお、（2）で提出する「売上減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記書類の全部の提出が省略可能です。

ただし、令和4年1月～3月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式）を提出してください。

（※）例えば、月額のみの記載など、日々の取引の状況が分からない場合等は、具体的な取引が確認できる追加資料の提出をお願いすることができます。

(4) 直近の確定申告書類の写し

税務署に提出した以下の書類の写しが必要です。(税務署の受付印の有無は問いません。)

【法人の場合】

- ・「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」【p. 8～9 参照】

【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分を全て黒塗りしてください。

- ・「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」【p. 11 参照】

なお、確定申告義務が無い場合やその他合理的な事由がある場合は、令和4年度分市町民税・県民税の申告書の控えの写しを提出してください。

香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかの申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。
その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。

(5) (店舗等がある場合) 店舗等の外観・内観の写真

- ・感染防止対策の状況が確認できるものを、貼付台紙に貼付して提出してください。

(6) 該当要件申告書（第3号様式）【記載例 p. 20～25】

- ・「記載例」をご覧のうえ、事業内容に応じて該当するものにを付けて、当該様式の必要事項をご記入ください。
- ・（1頁の支給対象②、③に該当する場合のみ）平成30年1月1日から令和4年3月31日までの間の取引について記載してください。

(7) (1頁の支給対象②、③に該当する場合のみ) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類

- ・例：発注書、納品書、請求書、取引先からの入金が確認できる書類等の写し
- ・平成30年1月1日から令和4年3月31日までの間の取引が確認できる書類（抜粋）を添付してください。
- ・該当要件申告書に記載の全ての取引先について、取引が確認できる書類を添付してください。

(8) 誓約書（第4号様式）【記載例 p. 26】

- ・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(9) 応援金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

〔香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかの申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。
その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(10) (香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ) 香川県税事務所に提出した 「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し

- ・香川県内に主たる事務所を置く事業者は、提出不要です。

〔香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかの申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。
その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(11) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご提出ください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

〔香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかの申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。
その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(12) チェックリスト【記載例 p. 27～29】

- ・提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

- 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- 必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、応援金を支給できませんのでご注意ください。
- 申請書の審査の結果、応援金の支給の可否を決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。
- 一度支給を決定した応援金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

6 応援金の支払い

- できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- 応援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンヨジエイギョウケイゾクオウエンキン」とする予定です。
なお、応援金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 関係書類の保管等

- 応援金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保存し、県から提出等の求めがあった時はこれに応じてください。

添付書類の見本

● 「4 申請に必要な書類」のうち、確定申告書類の写しの見本は、以下のとおりです。

【中小企業、中堅企業等の場合】

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

署名 印		令和 年 月 日 税務署長殿		税 務 署 法人区分 <small>期現在の資本の額又は出資の額</small> <small>円</small> <small>非小生人</small> 同非区分 <small>特定会社 同族会社 非同族会社</small> 旧納税地及び <small>同法人名等</small> <small>添付書類</small> <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)名簿、取締役会議事録、監査報告書、定期報告書、決算書、税額控除成形に係る契約書等の明細書</small>	青色申告 一連番号	
納税地 (フリガナ)		電話() -			整理番号	
法人名 (フリガナ)		年 月 日			事業年度(至) 年 月 日	
法人番号 (フリガナ)		年 月 日			税 務 署 理 事 處 理	
代表者 記名押印 印		年 月 日			税 務 署 理 事 處 理	
代表者 住所 印		年 月 日			年 月 日	
平成・令和 令和 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和 年 月 日)			申告書 申告書 年 月 日	
この の 申 告 書 に よ る 法 人 税 額 の 計 算		十億 百万 千 円			翌年以降 送付要否 申告書提出有無 税理士法第30条 の書面提出有無	
所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)		1			十億 百万 千 円	
法人税額 (53) + (54) + (55)		2			控除税額の計算 (別表六(一)「6の③」)	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)		3		所得税額の額 (別表六(二)「20」)		
差引法人税額 (2) - (3)		4		控除した金額 (13)		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (別表四「48の②」)		5		控除しなかった金額 (19) - (20)		
利潤課税土地譲渡税額 (別表三(二)「24」+ 别表三(三)「25」+ 别表三(四)「26」)		6		土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)		
同上に対する税額 (別表三(一)「24」)		7		同上 (別表三(二)「28」)		
留保金 課税留保金額 (別表三(一)「4」)		8		所得税額等の還付額 (21)		
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)		9		中間納付額 (15) - (14)		
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)		10		外 欠損金の繰戻による還付請求税額 (27)		
分配調整外向税金額及び外國常設会社等に係る税金の還付請求税額等の合計額 (別表六(五)「27」+ 别表七(一)「28」+ 别表七(二)「29」)		11		計 (25) + (26) + (27)		
仮査定に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)		12		中の申告による還付額 (43) - (42)		
控除税額 (10) - (11) - (12)と(8)のうち少ない金額)		13		中の申告による還付額 (43) - (42)		
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)		14		この申告による還付額 (43) - (42)		
中間申告分の法人税額 (14) - (15)		15		この申告による還付額 (43) - (42)		
差引確定申告分の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入		16		この申告による還付額 (43) - (42)		
課税標準額の算定 (4) + (5) + (6) + (7) + (8)の合計		33		この申告による還付額 (43) - (42)		
課税標準額に係る法人税額 (9)		34		この申告による還付額 (43) - (42)		
課税標準法人税額 (33) + (34)		35		この申告による還付額 (43) - (42)		
地方法人税額 (58)		36		この申告による還付額 (43) - (42)		
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)		37		この申告による還付額 (43) - (42)		
所得地方法人税額 (36) + (37)		38		この申告による還付額 (43) - (42)		
外國税額の控除額 (別表六(二)「50」)		39		この申告による還付額 (43) - (42)		
仮査定に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)		40		この申告による還付額 (43) - (42)		
中間申告分の地方法人税額 (42) - (43)		43		この申告による還付額 (43) - (42)		
差引税額(中間申告分の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(45)へ記入)		44		この申告による還付額 (43) - (42)		
税理士署名押印				銀行 本店・支店 金庫・組合 農協・漁協 出張所 預金		
印				郵便局名 印		
印				ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 印		
※税務署処理欄				印		

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分……令二・四・一以後終了事業年度分

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

署名 捺印		令和年月日	所管	案件	課税	要否	別添等	白色申告	一連番号	別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分……令二・四・一以後終了事業年度等分				
納税地 (フリガナ)	電話() -	法人区分	事業種目	事務所又は支社の所在地並びに該当する公的法人又は人をもつた船舶又は航空機等又は協同組合等又は登記の既済法人又は人格かない社団又は個人が1箇以上以上の法人のうち中小法人に該当しないもの										
				事業年度(至)										
法人名 (フリガナ)	代表者 記名押印	同非区分	同法規類	期未現在の資本金の額又は出資金の額										
				申告年月日										
法人番号 (フリガナ)	代表者 住 所	(印)	添付書類	申告区分										
				通報付印 確認印 厅指定 指導等区分 年月日										
平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 課税事業年度分の地方法人税 申告書														
令和 年 月 日 (中間申告の場合) 令和 年 月 日 (の計算期間)														
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1	十億 百万 千	円	控除税額の計算	17	十億 百万 千	円						
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2			外國税額 (別表六(二)「20」)	18								
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3			計 (17) + (18)	19								
	差引法人税額 (2) - (3)	4			控除した金額 (13)	20								
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の計算額	5			控除しなかった金額 (19) - (20)	21								
	土地譲渡税額	6		0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22	0							
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7			同 (別表三(二)「28」)	23	0							
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8		0 0 0	同 (別表三(三)「23」)	24	0 0							
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9			この申告による還付金額 (21)	25								
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10			中間納付額 (15) - (14)	26								
	分割課税外国税額又は及び外税関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(三)「7」+別表七(三)「3」)	11			外 欠損金の繰戻しによる還付請求額	27								
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12			計 (25) + (26) + (27)	28								
	控除税額 ((10)-(11)-(12)と(19)のうち少ない金額)	13			この申告前の所得の金額 (6)	29								
	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14		0 0	この申告により納付又は外 支拂うべき法廷課税額又は減少する還付請求税額 (65)	30	0 0							
	中間申告分の法人税額	15		0 0	大損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」)の(別表七(二)「9」)若しくは(21)又は別表三(三)「10」)	31								
	差引確定(中間申告の場合その法人税額とし、マインスの場合は、(26)へ記入)	16		0 0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	32								
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (A)+(3)+(4)+(10)の合計)	33		この申告による還付金額 (43) - (42)	45	外								
	課税標準法人税額 (A)+(3)+(4)+(10)の合計)	34		この申告による還付金額 (68)	46									
	課税標準法人税額 (33) + (34)	35		課税留保金額に係る法人税額 (69)	47									
	地方法人税額 (58)	36		この申告による還付金額 (70)	48	0 0 0								
	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49	0 0								
	所得地方法人税額 (36) + (37)	38		剩余金・利益の配当 (剩余金の分配額)										
	合計徴収税額に係る地方法人税額 (川根表六(三)「7」+川根表七(三)「3」)	39		この申告による還付金額 (43) - (42)										
	外國税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40		この申告による還付金額 (68)										
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		課税標準法人税額に係る法人税額 (69)										
	差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42		この申告による還付金額 (70)										
	中間申告分の地方法人税額	43		この申告による還付金額 (74)										
	差引確定(中間申告の場合その法人税額とし、マインスの場合は、(45)へ記入)	44		この申告による還付金額 (74)										
	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		合計 年 月 日	決算確定の日	合計 年 月 日									
	還付する金額受け取る融機関等		銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金	郵便局名等								
	口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号											
	※ 税務署処理欄													

税理士 印 (印)

「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

新受付印

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。

O C R 入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。)		整理番号													
		事業年度	自平成 令和 年 至 令和 年 月 月 日	税務署 処理欄											
法人名		法人番号() 電話() - 自社ホームページの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無													
		(自社ホームページアドレス) 国内支店・店舗数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 海外支店・店舗数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 所在地1 使用人員数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 所在地2 従業員数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>													
1 事業内容		国内子会社の数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 海外子会社の数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 子会社名簿 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 貸付割合 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> %													
		(1)輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相手国 <input type="checkbox"/> 主な商品 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相手国 <input type="checkbox"/> 主な商品 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>													
4 期末従事員等の状況		取引金額(百万円) (2) 有 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ハンドル数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> リモート接続 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (1)区分 氏名 代表者との関係 常勤役員 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (2)監修現金 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (3)親族 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (4)他人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>													
		(1)常勤従事員の状況 (2)監修現金 (3)親族 (4)他人													
5 P.C. 利用状況		(1)兼業種目 (兼業割合) % (2)事業形態の特異性 (3)売上区分 現金売上 % 掛売上 %													
		(1)兼業の状況 (2)事業内容の特異性 (3)売上区分 現金売上 % 掛売上 %													
10 主要科目 千円位		14 決済日等の状況 売上 締切日 決済日 仕入 締切日 決済日 外注費 締切日 決済日 給料 締切日 支給日													
		(1)氏名 (2)事務所所在地 (3)電話番号 (4)関与状況 (5)申告書の作成 (6)調査立会 (7)税務相談 (8)決算書の作成 (9)伝票の整理 (10)補助簿の記帳 (11)総勘定元帳の記帳 (12)源泉徴収関係事務													
11 従事員数		15 帳簿類の備付状況 (1)帳簿の名称 (2)備付状況 (3)役職名 (4)登録情報 (5)登録年月日 (6)登録者名 (7)登録者性別 (8)登録者年齢													
		16 税理士の関与状況 (1)氏名 (2)事務所所在地 (3)電話番号 (4)関与状況 (5)申告書の作成 (6)調査立会 (7)税務相談 (8)決算書の作成 (9)伝票の整理 (10)補助簿の記帳 (11)総勘定元帳の記帳 (12)源泉徴収関係事務													
18 月別の売上高等の状況		17 加入組合等の状況 (1)会員登録情報 (2)会員登録年月日 (3)会員登録者名 (4)会員登録者性別 (5)会員登録者年齢													
		18 月別の売上高等の状況 (1)月別売上高 (2)月別外注費 (3)月別人件費 (4)月別源泉徴収税額 (5)月別従事員数													
19 当期の成績の概要		19 当期の成績の概要 (1)当期の成績 (2)前年の実績 (3)前年の実績と比較した結果													

この用紙はどうぞ
お使いください。

〔10 主要科目〕・〔11 従事員に対する報酬等の金額〕の各欄は、
千円位で記載してください。

注4 各科目の単位:千円
11代表者に対する報酬等の金額
報酬
賞賛料 賞品利息

注1 (1)の売上・売上額に該当がある場合
注2 運送業においては燃料費、金庫業、保険代理業においては、運送業の代行業に対する報酬等の金額を記入せよ。
注3 金庫業、保険代理業においては、光印手帳に記入取扱金額、賞品料、賞品利息の各欄は該欄に記入せよ。
注4 11代表者に対する報酬等の金額の各欄は、資本(法人)が

【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分を全て黒塗りしてください

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 申告書 第一表 (令和一年分以降用) 第二表 (令和一年分以降用) 第三表 (令和一年分以降用) 第四表 (令和一年分以降用)	申告書 申告書 申告書	第一表 第二表 第三表 第四表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	FA2200 FA2300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="width: 20%; height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 確定申告書B</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 保険料控除等に関する事項 (13)～(16) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>保険料等の種類</td><td>支払保険料等の計</td><td>うち年未調整等以外</td></tr> <tr><td>13 社会保険料控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 小型車共済料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 生命保険料控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16 地震保険料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 駐学生等の扶助金控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18 職業訓練料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19 他の扶助金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20 離婚費用控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21 其他控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 寄附金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 電気料金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24 割引控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25 その他の控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27 不動産所得控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28 地域活性化等控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29 その他の控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>32 配当控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33 区分</td><td></td><td></td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>所得の種類</td><td>種目</td><td>給与などの支払者の名稱・所在地等</td><td>収入金額</td></tr> <tr><td>給与</td><td>区分</td><td>区分</td><td>区分</td></tr> <tr><td>公的年金等</td><td>(7)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>業務</td><td>(8)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>(9)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑦から⑨までの合計</td><td>(10)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総合譲渡・一時(①+[(⑦+⑨)×1.2])</td><td>(11)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>合計(⑩から⑪までの合計)+(⑦+⑨))</td><td>(12)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: right;">⑫ 源泉徴収額の合計額</td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (13)～(16) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>所得の種類</td><td>収入金額</td><td>必要経費等</td><td>差</td></tr> <tr><td>譲渡(短期)</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>譲渡(長期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一時</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 雑損控除に関する事項 (26) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>損害の原因</td><td>損害年月日</td><td>損害を受けた資産の種類など</td></tr> <tr><td>死別</td><td>□ 生死不明</td><td>□ 年齢以外かつ専修学校等</td></tr> <tr><td>離婚</td><td>□ 未解消</td><td>□ 特別障害者</td></tr> <tr><td>配偶者控除</td><td>□ 年齢</td><td>□ 寄附金等の支払明細書などに添付しなければならない書類は添付書類台帳などに貼ってください</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑬から⑯までの合計</td><td>(26)</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>(27)</td><td></td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 特例適用条文等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>特例適用条文等</td><td>特例適用条文等</td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 配偶者や親族に関する事項 (20)～(23) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>氏名</td><td>個人番号</td><td>配偶者</td><td>生年月日</td><td>障害者</td><td>国外居住</td><td>住民税</td><td>その他</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 事業専従者に関する事項 (25) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>個人番号</td><td>配偶者</td><td>生年月日</td><td>障害者</td><td>国外居住</td><td>住民税</td><td>その他</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ○ 住民税・事業税に関する事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>住民税</td><td>非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額</td><td>非居住者</td><td>配当割額控除額</td><td>株式等譲渡所得割額控除額</td><td>給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徵収方法</td><td>都道府県、市区町村への寄附</td><td>共同募金、日赤</td><td>都道府県条例指定寄附</td><td>市区町村条例指定寄附</td></tr> <tr><td>住民税</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収</td><td>年課 年課 年課 年課 年課</td><td>別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂</td><td>別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂</td></tr> <tr><td>事業税</td><td>非課税所得など</td><td>番号</td><td>所得金額</td><td>円</td><td>損益通算の特例適用前の所得</td><td>前年中の開(廃)業</td><td>開始・廃止</td><td>月日</td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額</td><td></td><td></td><td></td><td>事業用資産の譲渡損失など</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居の者の氏名、住所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>所得税控除対象配偶者などとした車従者</td><td>氏名</td><td>住所</td><td>所得</td><td>所得とした車従者</td><td>姓</td><td>給与</td><td>月日</td><td>一連番号</td></tr> </table> </td> <td colspan="6" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>										令和〇〇年〇〇月〇〇日 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 確定申告書B																○ 保険料控除等に関する事項 (13)～(16) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>保険料等の種類</td><td>支払保険料等の計</td><td>うち年未調整等以外</td></tr> <tr><td>13 社会保険料控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 小型車共済料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 生命保険料控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16 地震保険料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 駐学生等の扶助金控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18 職業訓練料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19 他の扶助金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20 離婚費用控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21 其他控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 寄附金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 電気料金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24 割引控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25 その他の控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27 不動産所得控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28 地域活性化等控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29 その他の控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>32 配当控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33 区分</td><td></td><td></td></tr> </table>		保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年未調整等以外	13 社会保険料控除			14 小型車共済料控除等			15 生命保険料控除			16 地震保険料控除等			17 駐学生等の扶助金控除			18 職業訓練料控除等			19 他の扶助金控除等			20 離婚費用控除等			21 其他控除			22 寄附金控除等			23 電気料金控除等			24 割引控除等			25 その他の控除			26 税額控除等			27 不動産所得控除等			28 地域活性化等控除等			29 その他の控除等			30 税額控除等			31 税額控除等			32 配当控除等			33 区分									○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>所得の種類</td><td>種目</td><td>給与などの支払者の名稱・所在地等</td><td>収入金額</td></tr> <tr><td>給与</td><td>区分</td><td>区分</td><td>区分</td></tr> <tr><td>公的年金等</td><td>(7)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>業務</td><td>(8)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>(9)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑦から⑨までの合計</td><td>(10)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総合譲渡・一時(①+[(⑦+⑨)×1.2])</td><td>(11)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>合計(⑩から⑪までの合計)+(⑦+⑨))</td><td>(12)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: right;">⑫ 源泉徴収額の合計額</td></tr> </table>		所得の種類	種目	給与などの支払者の名稱・所在地等	収入金額	給与	区分	区分	区分	公的年金等	(7)		円	業務	(8)			その他	(9)			⑦から⑨までの合計	(10)			総合譲渡・一時(①+[(⑦+⑨)×1.2])	(11)		円	合計(⑩から⑪までの合計)+(⑦+⑨))	(12)		円	⑫ 源泉徴収額の合計額										○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (13)～(16) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>所得の種類</td><td>収入金額</td><td>必要経費等</td><td>差</td></tr> <tr><td>譲渡(短期)</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>譲渡(長期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一時</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		所得の種類	収入金額	必要経費等	差	譲渡(短期)	円	円		譲渡(長期)				一時										○ 雑損控除に関する事項 (26) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>損害の原因</td><td>損害年月日</td><td>損害を受けた資産の種類など</td></tr> <tr><td>死別</td><td>□ 生死不明</td><td>□ 年齢以外かつ専修学校等</td></tr> <tr><td>離婚</td><td>□ 未解消</td><td>□ 特別障害者</td></tr> <tr><td>配偶者控除</td><td>□ 年齢</td><td>□ 寄附金等の支払明細書などに添付しなければならない書類は添付書類台帳などに貼ってください</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑬から⑯までの合計</td><td>(26)</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>(27)</td><td></td></tr> </table>		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	死別	□ 生死不明	□ 年齢以外かつ専修学校等	離婚	□ 未解消	□ 特別障害者	配偶者控除	□ 年齢	□ 寄附金等の支払明細書などに添付しなければならない書類は添付書類台帳などに貼ってください	扶養控除			基礎控除			⑬から⑯までの合計	(26)		合計	(27)								○ 特例適用条文等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>特例適用条文等</td><td>特例適用条文等</td></tr> </table>		特例適用条文等	特例適用条文等							○ 配偶者や親族に関する事項 (20)～(23) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>氏名</td><td>個人番号</td><td>配偶者</td><td>生年月日</td><td>障害者</td><td>国外居住</td><td>住民税</td><td>その他</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> </table>		氏名	個人番号	配偶者	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令							○ 事業専従者に関する事項 (25) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>個人番号</td><td>配偶者</td><td>生年月日</td><td>障害者</td><td>国外居住</td><td>住民税</td><td>その他</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> </table>		事業専従者の氏名	個人番号	配偶者	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令							○ 住民税・事業税に関する事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>住民税</td><td>非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額</td><td>非居住者</td><td>配当割額控除額</td><td>株式等譲渡所得割額控除額</td><td>給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徵収方法</td><td>都道府県、市区町村への寄附</td><td>共同募金、日赤</td><td>都道府県条例指定寄附</td><td>市区町村条例指定寄附</td></tr> <tr><td>住民税</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収</td><td>年課 年課 年課 年課 年課</td><td>別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂</td><td>別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂</td></tr> <tr><td>事業税</td><td>非課税所得など</td><td>番号</td><td>所得金額</td><td>円</td><td>損益通算の特例適用前の所得</td><td>前年中の開(廃)業</td><td>開始・廃止</td><td>月日</td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額</td><td></td><td></td><td></td><td>事業用資産の譲渡損失など</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居の者の氏名、住所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>所得税控除対象配偶者などとした車従者</td><td>氏名</td><td>住所</td><td>所得</td><td>所得とした車従者</td><td>姓</td><td>給与</td><td>月日</td><td>一連番号</td></tr> </table>		住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徵収方法	都道府県、市区町村への寄附	共同募金、日赤	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附	住民税	円	円	円	円	特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収	年課 年課 年課 年課 年課	別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂	別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂	事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日		事業税	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など					事業税	上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居の者の氏名、住所									事業税	所得税控除対象配偶者などとした車従者	氏名	住所	所得	所得とした車従者	姓	給与	月日	一連番号						
	令和〇〇年〇〇月〇〇日 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 確定申告書B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	○ 保険料控除等に関する事項 (13)～(16) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>保険料等の種類</td><td>支払保険料等の計</td><td>うち年未調整等以外</td></tr> <tr><td>13 社会保険料控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 小型車共済料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 生命保険料控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16 地震保険料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 駐学生等の扶助金控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18 職業訓練料控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19 他の扶助金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20 離婚費用控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21 其他控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 寄附金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 電気料金控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24 割引控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25 その他の控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27 不動産所得控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28 地域活性化等控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29 その他の控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31 税額控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>32 配当控除等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33 区分</td><td></td><td></td></tr> </table>		保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年未調整等以外	13 社会保険料控除			14 小型車共済料控除等			15 生命保険料控除			16 地震保険料控除等			17 駐学生等の扶助金控除			18 職業訓練料控除等			19 他の扶助金控除等			20 離婚費用控除等			21 其他控除			22 寄附金控除等			23 電気料金控除等			24 割引控除等			25 その他の控除			26 税額控除等			27 不動産所得控除等			28 地域活性化等控除等			29 その他の控除等			30 税額控除等			31 税額控除等			32 配当控除等			33 区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年未調整等以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	13 社会保険料控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	14 小型車共済料控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15 生命保険料控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16 地震保険料控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17 駐学生等の扶助金控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18 職業訓練料控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19 他の扶助金控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20 離婚費用控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21 其他控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
22 寄附金控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
23 電気料金控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
24 割引控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
25 その他の控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
26 税額控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27 不動産所得控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28 地域活性化等控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
29 その他の控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30 税額控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
31 税額控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
32 配当控除等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
33 区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>所得の種類</td><td>種目</td><td>給与などの支払者の名稱・所在地等</td><td>収入金額</td></tr> <tr><td>給与</td><td>区分</td><td>区分</td><td>区分</td></tr> <tr><td>公的年金等</td><td>(7)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>業務</td><td>(8)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>(9)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑦から⑨までの合計</td><td>(10)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総合譲渡・一時(①+[(⑦+⑨)×1.2])</td><td>(11)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>合計(⑩から⑪までの合計)+(⑦+⑨))</td><td>(12)</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: right;">⑫ 源泉徴収額の合計額</td></tr> </table>		所得の種類	種目	給与などの支払者の名稱・所在地等	収入金額	給与	区分	区分	区分	公的年金等	(7)		円	業務	(8)			その他	(9)			⑦から⑨までの合計	(10)			総合譲渡・一時(①+[(⑦+⑨)×1.2])	(11)		円	合計(⑩から⑪までの合計)+(⑦+⑨))	(12)		円	⑫ 源泉徴収額の合計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
所得の種類	種目	給与などの支払者の名稱・所在地等	収入金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給与	区分	区分	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
公的年金等	(7)		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
業務	(8)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他	(9)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
⑦から⑨までの合計	(10)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総合譲渡・一時(①+[(⑦+⑨)×1.2])	(11)		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
合計(⑩から⑪までの合計)+(⑦+⑨))	(12)		円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑫ 源泉徴収額の合計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (13)～(16) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>所得の種類</td><td>収入金額</td><td>必要経費等</td><td>差</td></tr> <tr><td>譲渡(短期)</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>譲渡(長期)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一時</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		所得の種類	収入金額	必要経費等	差	譲渡(短期)	円	円		譲渡(長期)				一時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
所得の種類	収入金額	必要経費等	差																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
譲渡(短期)	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
譲渡(長期)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
一時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ 雑損控除に関する事項 (26) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>損害の原因</td><td>損害年月日</td><td>損害を受けた資産の種類など</td></tr> <tr><td>死別</td><td>□ 生死不明</td><td>□ 年齢以外かつ専修学校等</td></tr> <tr><td>離婚</td><td>□ 未解消</td><td>□ 特別障害者</td></tr> <tr><td>配偶者控除</td><td>□ 年齢</td><td>□ 寄附金等の支払明細書などに添付しなければならない書類は添付書類台帳などに貼ってください</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑬から⑯までの合計</td><td>(26)</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>(27)</td><td></td></tr> </table>		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	死別	□ 生死不明	□ 年齢以外かつ専修学校等	離婚	□ 未解消	□ 特別障害者	配偶者控除	□ 年齢	□ 寄附金等の支払明細書などに添付しなければならない書類は添付書類台帳などに貼ってください	扶養控除			基礎控除			⑬から⑯までの合計	(26)		合計	(27)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
死別	□ 生死不明	□ 年齢以外かつ専修学校等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
離婚	□ 未解消	□ 特別障害者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
配偶者控除	□ 年齢	□ 寄附金等の支払明細書などに添付しなければならない書類は添付書類台帳などに貼ってください																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
扶養控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
基礎控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑬から⑯までの合計	(26)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計	(27)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○ 特例適用条文等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>特例適用条文等</td><td>特例適用条文等</td></tr> </table>		特例適用条文等	特例適用条文等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
特例適用条文等	特例適用条文等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○ 配偶者や親族に関する事項 (20)～(23) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>氏名</td><td>個人番号</td><td>配偶者</td><td>生年月日</td><td>障害者</td><td>国外居住</td><td>住民税</td><td>その他</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>配偶者</td><td>配偶者</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> </table>		氏名	個人番号	配偶者	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
氏名	個人番号	配偶者	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	配偶者	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 事業専従者に関する事項 (25) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>個人番号</td><td>配偶者</td><td>生年月日</td><td>障害者</td><td>国外居住</td><td>住民税</td><td>その他</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> <tr><td>事業専従者の氏名</td><td>事業専従者の氏名</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td><td>明・大昭・平・令</td></tr> </table>		事業専従者の氏名	個人番号	配偶者	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業専従者の氏名	個人番号	配偶者	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事業専従者の氏名	事業専従者の氏名	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令	明・大昭・平・令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 住民税・事業税に関する事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr><td>住民税</td><td>非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額</td><td>非居住者</td><td>配当割額控除額</td><td>株式等譲渡所得割額控除額</td><td>給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徵収方法</td><td>都道府県、市区町村への寄附</td><td>共同募金、日赤</td><td>都道府県条例指定寄附</td><td>市区町村条例指定寄附</td></tr> <tr><td>住民税</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収</td><td>年課 年課 年課 年課 年課</td><td>別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂</td><td>別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂</td></tr> <tr><td>事業税</td><td>非課税所得など</td><td>番号</td><td>所得金額</td><td>円</td><td>損益通算の特例適用前の所得</td><td>前年中の開(廃)業</td><td>開始・廃止</td><td>月日</td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額</td><td></td><td></td><td></td><td>事業用資産の譲渡損失など</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居の者の氏名、住所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業税</td><td>所得税控除対象配偶者などとした車従者</td><td>氏名</td><td>住所</td><td>所得</td><td>所得とした車従者</td><td>姓</td><td>給与</td><td>月日</td><td>一連番号</td></tr> </table>		住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徵収方法	都道府県、市区町村への寄附	共同募金、日赤	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附	住民税	円	円	円	円	特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収	年課 年課 年課 年課 年課	別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂	別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂	事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日		事業税	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など					事業税	上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居の者の氏名、住所									事業税	所得税控除対象配偶者などとした車従者	氏名	住所	所得	所得とした車従者	姓	給与	月日	一連番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徵収方法	都道府県、市区町村への寄附	共同募金、日赤	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
住民税	円	円	円	円	特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収	年課 年課 年課 年課 年課	別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂	別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂 別途支拂																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
事業税	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事業税	上記の配偶者、親族、事業専従者のうち別居の者の氏名、住所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業税	所得税控除対象配偶者などとした車従者	氏名	住所	所得	所得とした車従者	姓	給与	月日	一連番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」（青色申告の場合）

F A 3 0 0 0

令和〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	フリガナ 氏 名	⑩ 依 頼 事務所 所在地
事業所 所在地	電 話 番 号 (自 宅) (事業所)	⑪ 税 理 士 等 氏 名 (名称)
業種名	屋 号	加 団 体 入 体 名

令和 年 月 日		損 益 計 算 書 (自 □□月 □□日 至 □□月 □□日)				整理 番号
科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)
売上原価 (令和二年分以降用)	売 上(収 入)金 額 (離 収 入 を 含 む)	①		消 耗 品 費	⑦	
	期 首 商 品 (製 品) 額	②		減 価 損 却 費	⑧	
	進 品 (製 品) 額	③		福 利 厚 生 費	⑯	
	仕 入 金 額 (製 品 価 値)	④		給 料 賃 金	⑯	
	小 計 (②+③)	④		外 注 工 貨	⑯	
	期 末 商 品 (製 品) 額	⑤		利 子 割 引 料	⑯	
	差 引 原 価 (④-⑤)	⑥		地 代 家 貨	⑯	
	差 引 金 額 (①-⑥)	⑦		貸 倒 金	⑯	
	租 稅 公 課	⑧			⑯	
	荷 造 運 貨	⑨			⑯	
水 道 光 熱 費	⑩			⑯		
旅 費 交 通 費	⑪			⑯		
通 信 費	⑫			⑯		
広 告 宣 告 費	⑬			⑯		
接 待 交際 費	⑭			⑯		
損 害 保 険 料	⑮			⑯		
修 繕 費	⑯			⑯		
費						
○月別売上(収入)金額及び仕入金額						
月	売 上(収 入)金 額	仕 入 金 額				
1	円	円				
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
家 事 消 費						
離 収 入						
計						
うち軽減 税率対象						
○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)						
個 別 評 価 に よ る 本 年 分 繰 入 額 (個 別 評 価 に よ る 貸 倒 引 当 金 の 繰 入 額 を 書 いて く だ さ い。)	①	円				
一括評価に よる本年分 の 繰 入 額 (一括評価による貸倒引当 金の評価額とその他の資金の合計額 ×5.5% (金融業は3.3%))	②					
総 入 額	③					
本 年 分 の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 (①+④)	④					
本 年 分 の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 (①+④)	⑤					

令和〇年分		整理 番号		
科 目		金 額 (円)		
経費 (令和二年分以降用)	賃 借 費	⑩		
	旅 費	⑪		
	通 信 費	⑫		
	広 告 宣 告 費	⑬		
	接 待 交際 費	⑭		
	損 害 保 険 料	⑮		
	修 繕 費	⑯		
	費			
	○給料賃金の内訳			
	氏 名	年齢	従事 月数	支 給 額
	歳	月	給 料 金 元	貢 与 合 計 元
その他(人分)				
計				

○専従者給与の内訳

氏 名	統柄	年齢	従事 月数	支 給 額	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 税 収 税 額
		歳	月	給 料 金 元	貢 与 合 計 元
その他(人分)					
計					

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

本 年 分 の 不 動 産 所 得 の 金 額	青 色 申 告 特 別 控 除 額	金 額
(青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑥	(赤字のときは 0) ⑦	円
青色申告特別控除前の所得金額 (1ページの損益計算書の欄の金額を書いてください。) ⑦	(赤字のときは 0) ⑦	円
65万円又は55万円 のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる金額) 青色申告特別控除を受ける場合 ⑧	(65万円又は55万円と⑦のいずれか少ない方の金額) (65万円又は55万円と⑦のどちらか少ない方の金額) ⑨	円
上記以外の所得金額 ⑧	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (青色申告特別控除額です。) (10万円と⑥のいずれか少ない方の金額) ⑨	円
の場合は 青色申告特別控除額 (10万円と⑦のいずれか少ない方の金額) (10万円と⑦のいずれか少ない方の金額) ⑨	円	円

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)債以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

- 2 -

創業等特例について

平成31年1月2日から令和3年10月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合の取扱いは、以下のとおりです。令和3年10月2日以降に香川県内で事業を開始した場合は、この応援金の支給対象となりません。

【支給要件】

平成31年1月2日から令和3年10月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合

- 事業者としての県内事業所・店舗での売上について、令和4年1月から3月までの売上の合計額が、事業を開始した月から令和3年12月までの間の連續する3か月間の売上の合計額【特例額】と比較して20%以上減少していること（※）

（※）売上減少率の計算方法

A=事業者としての県内全ての事業所・店舗での事業を開始した月から令和3年12月までの間の連續する3か月間の売上の合計額【特例額】

B=事業者としての県内全ての事業所・店舗での令和4年1月から3月までの売上の合計額

$$(A - B) \div A \times 100 = \text{売上減少率}(\%)$$

【支給額】

- 応援金の支給額は、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \boxed{\text{上記の【特例額】} - }$$

令和4年1月から3月までの県内事業所・店舗における売上の合計額

(1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

- ただし、1事業者当たりの上限額は30万円とします。

【提出書類】

次の①、②の書類を提出してください。

- ① 令和4年1月～3月と前頁の【特例額】を算出する期間の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類

(4頁に記載の「4 申請に必要な書類」の「(3) 令和4年1月～3月と「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類」に代えて提出いただくものです。)

- ・ 法人の場合は、確定申告書類の「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」【p.10 参照】の写し
- ・ 個人事業主（青色申告）の場合は、確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」【p.12 参照】の写し
- ・ 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・ 売上台帳等の写し

なお、4頁に記載の「4 申請に必要な書類」(2) で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その2))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記書類の全部の提出が省略可能です。

ただし、令和4年1月～3月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)を提出してください。

- ② 事業を開始した日を証する公的な書類（例：法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は開業届の写し など）

日本標準産業分類(中分類)一覧

01 農業	50 各種商品卸売業
02 林業	51 織維・衣服等卸売業
03 漁業(水産養殖業を除く)	52 飲食料品卸売業
04 水産養殖業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	54 機械器具卸売業
06 総合工事業	55 その他の卸売業
07 職別工事業(設備工事業を除く)	56 各種商品小売業
08 設備工事業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
09 食料品製造業	58 飲食料品小売業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	59 機械器具小売業
11 織維工業	60 その他の小売業
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	61 無店舗小売業
13 家具・装備品製造業	62 銀行業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	63 協同組織金融業
15 印刷・同関連業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16 化学工業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
17 石油製品・石炭製品製造業	66 補助的金融業等
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19 ゴム製品製造業	68 不動産取引業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	69 不動産賃貸業・管理業
21 窯業・土石製品製造業	70 物品賃貸業
22 鉄鋼業	71 学術・開発研究機関
23 非鉄金属製造業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
24 金属製品製造業	73 広告業
25 はん用機械器具製造業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
26 生産用機械器具製造業	75 宿泊業
27 業務用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
30 情報通信機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
31 輸送用機械器具製造業	80 娯楽業
32 その他の製造業	81 学校教育
33 電気業	82 その他の教育、学習支援業
34 ガス業	83 医療業
35 熱供給業	84 保健衛生
36 水道業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
37 通信業	86 郵便局
38 放送業	87 協同組合(他に分類されないもの)
39 情報サービス業	88 廃棄物処理業
40 インターネット付随サービス業	89 自動車整備業
41 映像・音声・文字情報制作業	90 機械等修理業(別掲を除く)
42 鉄道業	91 職業紹介・労働者派遣業
43 道路旅客運送業	92 その他の事業サービス業
44 道路貨物運送業	93 政治・経済・文化団体
45 水運業	94 宗教
46 航空運輸業	95 その他のサービス業
47 倉庫業	96 外国公務
48 運輸に附帯するサービス業	97 国家公務
49 郵便業(信書便事業を含む)	98 地方公務
	99 分類不能の産業

第1号様式（第6条関係）

記載例第4次
受付番号

下記応援金等を受給済みであるため、チェックリストに記載のとおり、一部添付書類の提出を省略します。※下記□に✓

<input checked="" type="checkbox"/> 営業継続応援金（第1次）を受給済
<input checked="" type="checkbox"/> 営業継続応援金（第2次）を受給済
<input checked="" type="checkbox"/> 営業継続応援金（第3次）を受給済
<input type="checkbox"/> 酒類販売業支援金を受給済
<input checked="" type="checkbox"/> 営業活動回復加速化応援金を受給済

申請日	令和	4	年	4	月	27	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

香川県知事 殿

香川県営業継続応援金（第4次）申請書

香川県営業継続応援金（第4次）支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記入してください。

申請者の種別 (いずれかに記入)	法人の場合	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒 760-0000	香川	都・道府・県	高松	市・区郡	
		○○町○丁目○一○○						
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル					
		法人名	株式会社○○					
		代表者職名	代表取締役	フリガナ	カガワ タロウ			
				代表者氏名	香川 太郎			
		常時雇用する従業員数	10人	資本金	10,000,000円			
		業種（※）	(日本標準産業分類)中分類					
		法人番号 (13桁)	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1	電話番号	087-○○○-○○○○			
		担当者氏名	カガワ ハナコ	Fax	087-○○○-○○○○			
担当者メールアドレス	○○○@○○○○.○○.○○							
個人事業主の場合	個人事業主の場合	住所 (代表者の自宅住所)	〒	都・道府・県	市・区郡			
		フリガナ				生年 月日	T. S. H.	
		氏名				年 月 日		
		業種（※）	(日本標準産業分類)中分類					
電話番号	- - -		Fax	- - -				
メールアドレス								

(※) 日本標準産業分類一覧は申請受付要項15頁をご参照ください。

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第4次
受付番号

【応援金請求額】

応援金請求額（合計）	250,000	円
------------	---------	---

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	○○銀行							
支店名	△△支店							
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座						
口座番号	0	1	2	3	4	5	6	
フリガナ	カ) マルマル							
口座名義	株式会社○○							

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第4次
受付番号**売上減少申告書（通常分）****【申請者記入欄】**

所在地 香川県高松市〇〇町〇丁目〇一〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 香川 太郎

売上高（※）の減少状況

↓いずれかの□に✓してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 平成30年	1月の売上高	300,000 円	令和4年1月の売上高	200,000 円
<input type="checkbox"/> 平成31年	2月の売上高	350,000 円	令和4年2月の売上高	250,000 円
<input type="checkbox"/> 令和2年	3月の売上高	450,000 円	令和4年3月の売上高	400,000 円
<input type="checkbox"/> 令和3年				
平成30年、平成31年、令和2年又は令和3年1月から3月までの売上高合計(A)		1,100,000 円	令和4年1月から3月までの売上高合計(B)	850,000 円
売上高の減少額(C) (= (A) - (B))	250,000 円	減少比率(D) (= (C) ÷ (A) × 100)	22% (≥20%)	小数点第1位以下は切捨て
応援金の額 (C') (上限 30万円)	250,000 円 (1,000 円未満は切捨て)			

(※) 店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体の県内事業所・店舗での売上高について記載してください。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和4年 月 日

税理士名・公認会計士名

(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類（3）を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

第2号様式（その2）（第6条関係）

記載例第4次
受付番号**売上減少申告書（創業等特例分）****【申請者記入欄】**

所在地 香川県高松市〇〇町〇丁目〇一〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 香川 太郎

売上高（※）の減少状況

事業開始日	令和3年 5月 10日		
創業等特例 (申請受付要項 13頁に記載) の 【特例額】	令和3年 8月	300,000 円	令和4年 1月の売上高 200,000 円
	令和3年 9月	350,000 円	令和4年 2月の売上高 250,000 円
	令和3年 10月	450,000 円	令和4年 3月の売上高 400,000 円
	上記の連続した3か月の売上高合計(A)	1,100,000 円	令和4年 1月から3月までの売上高合計 (B) 850,000 円
売上高の減少額 (C) (= (A) - (B))	250,000 円		減少比率 (D) (= (C) ÷ (A) ×100) 22% (≥20%) 小数点第1位以下は切捨て
応援金の額 (C') (上限 30万円)	250,000 円 (1,000 円未満は切捨て)		

(※) 店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体の県内事業所・店舗での売上高について記載してください。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和4年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類（3）を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

該当要件申告書（支給対象①）

第4次
受付番号

第3号様式（第6条関係）

【該当要件申告書】

- 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合」は2頁～4頁に、「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は5頁に、「飲食事業者の場合」は6頁に記入してください。

(2店舗以上ある場合は、この様式をコピーし、全ての県内の店舗について、それぞれ記入のうえ、提出してください。)

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記入してください

店舗情報 記載不要 店舗がない場合は	フリガナ	マルマルクリーニングマルマルテン											
	店舗名	○○クリーニング○○店											
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川県	高松	市 郡
		○○町○丁目○一○○											
	電話番号	087-○○○-○○○○											

(1) と (2) の両方に記入してください。

(1)商品・サービスの内容を具体的に記載してください。	クリーニング店を経営し、香川県内に5店舗(○○店、△△店、□□店、☆☆店、××店)を有している。 それぞれの店舗では、個人のお客様と直接対面し、衣類等の受け渡しを行っている。
(2)新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。	外出機会の減少により、クリーニング店に持ち込まれる衣類等が減ったことで売り上げが減少した。

該当要件申告書（支給対象②）

記載例

第4次
受付番号

- 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合

(※1) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は1頁に、「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は5頁に、「飲食事業者の場合」は6頁に記入してください。

(※2) 平成30年1月1日から令和4年3月31日までの間の取引について記載してください。

主な取引先3事業者について記入してください。

取引先①	取引先名	〇〇クリーニング									
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	
		香川県 高松 市・郡									
		〇〇町〇丁目〇一〇〇									
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇									
	具体的な取引内容	〇〇クリーニングに対し、〇〇〇〇を販売した。									
(1)取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。	クリーニング店を経営し、香川県内に5店舗（〇〇店、△△店、□□店、☆☆店、××店）を有している。 それぞれの店舗では、個人のお客様と直接対面し、衣類等の受け渡しを行っている。										
(2)取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。	外出機会の減少により、クリーニング店に持ち込まれる衣類等が減ったことで売り上げが減少した。										

該当要件申告書（支給対象②）

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

記載例

第4次
受付番号

取引先②	取引先名	〇〇エステサロン																			
	所在地	〒	7	6	3	-	0	0	0	0											
		香川県 丸亀 市 郡																			
		〇〇町〇丁目〇一〇〇																			
	電話番号	0877-〇〇-〇〇〇〇																			
	具体的な取引内容	〇〇エステサロンに対し、〇〇〇〇を販売した。																			
(1)取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。	上記住所でエステサロンを経営し、対面で個人向けにスキンケア等のサービスを提供している。																				
(2)取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。	外出機会の減少により、エステサロンの利用客が減ったことで売り上げが減少した。																				

該当要件申告書（支給対象②）

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

記載例

第4次
受付番号

取引先③	取引先名	○○塾
	所在地	〒 7 6 7 - 0 0 0 0 香川県 三豊 市 郡 ○○町○○ ○○番地○○
	電話番号	0875-○○-○○○○
	具体的な取引内容	○○塾に対し、○○○○を販売した。
(1)取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。	上記住所で学習塾を経営し、対面で個人向けに小学生から高校生を対象に学習指導を行っている。	
(2)取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。	外出機会の減少により、学習塾の利用客が減ったことで売り上げが減少した。	

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

該当要件申告書（支給対象③）

記載例

第4次
受付番号

香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合

(※1) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は1頁に、「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合」は2頁～4頁に、「飲食事業者の場合」は6頁に記入してください。

(※2) 平成30年1月1日から令和4年3月31日までの間の取引について記載してください。

主な取引先3事業者について記入してください。																			
取引先①	取引種別	飲食事業者			飲食事業者以外			(いずれかに○)											
	取引先名	○○食堂																	
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0									
	○○町○丁目○一○○																		
	電話番号	087-○○○-○○○○																	
取引先②	取引種別	飲食事業者			飲食事業者以外			(いずれかに○)											
	取引先名	○○レストラン																	
	所在地	〒	7	6	2	-	0	0	0	0									
	○○町○丁目○一○○																		
	電話番号	0877-○○○-○○○○																	
取引先③	取引種別	飲食事業者			飲食事業者以外			(いずれかに○)											
	取引先名	スーパー○○																	
	所在地	〒				-													
	○○町○丁目○一○○																		
	電話番号	087-○○○-○○○○																	
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。																		

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

該当要件申告書（支給対象④）

記載例

第4次

受付番号

香川県内に店舗を有する飲食事業者の場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は1頁に、「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合」は2頁～4頁に、「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は5頁に記入してください。

(2店舗以上ある場合は、この様式をコピーし、全ての県内の店舗について、それぞれ記入のうえ、提出してください。)

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記入してください

店舗情報	フリガナ	マルマルウドンテン																		
	店舗名	〇〇うどん店																		
	所在地	〒	7	6	9	-	0	0	0	0	香川県	綾歌	市・郡							
		〇〇町〇丁目〇一〇〇																		
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル																		
	営業許可を受けた者の法人名又は氏名 <small>注</small>	株式会社〇〇																		
	営業許可番号	高松市						-												
		高松市以外	営業を許可した保健所名					<input checked="" type="checkbox"/> 東讃	<input type="checkbox"/> 中讃	<input type="checkbox"/> 西讃	<input type="checkbox"/> 小豆	0	1	2	3	4	5	6	7	8
	営業許可の有効期限	令和2年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日																		
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇																		
④ 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、その理由を記載してください。																				

記載例第4次
受付番号**【誓 約 書】**

香川県営業継続応援金（第4次）の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

(参考) 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- ・ **申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。**
 - ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
 - ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、応援金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
 - ・ 申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
 - ・ 事業所又は店舗の全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っています。
 - ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
 - ・ 応援金の審査のため、申請書に記載の取引先に対して照会が行われることに同意します。
 - ・ 以下の①、②について該当しないことを確認しました。
- ① 既にこの応援金の支給を受けている。
 - ② 自動販売機のみの営業許可を受けて営業を行っている。
 - ③ 令和4年1月から3月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食店・喫茶店を有する事業者である。

| 香川県知事 殿

| 令和4年4月27日

株式会社〇〇

| 代表者職名・氏名

代表取締役 香川 太郎

| (申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

記載例

第4次
受付番号

【チェックリスト】

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 「売上減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は（3）の書類の提出を省略できます。また、香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、営業活動回復加速化支援金のいずれかの申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、（4）、（9）、（10）、（11）の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の□に✓を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 営業継続応援金（第1次）を受給済	<input checked="" type="checkbox"/> 営業継続応援金（第2次）を受給済
<input checked="" type="checkbox"/> 営業継続応援金（第3次）を受給済	<input type="checkbox"/> 酒類販売業支援金を受給済
<input checked="" type="checkbox"/> 営業活動回復加速化応援金を受給済	

提出	省略	【提出書類】
(1) 香川県営業継続応援金（第4次）申請書（第1号様式）		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）
(2) 売上減少申告書（第2号様式（その1）又は（その2））		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	令和4年1月から3月までの県内事業所・店舗での売上の合計額が「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」の売上の合計額（創業等特例の場合は、【特例額】）と比較して20%以上減少していることを確認した。 応援金の額は、売上高の減少額（ただし、上限額は30万円とし、千円未満は切捨て）となっている。
(3) 令和4年1月～3月と「平成30年同期」、「平成31年同期」、「令和2年同期」又は「令和3年同期」（創業等特例の場合は、【特例額】を算出する期間）の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類		
（2）で提出する「売上減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は省略可能です。ただし、令和4年1月～3月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式）を提出してください。		
<input checked="" type="checkbox"/>	□	・法人の場合は、確定申告書類の「法人事業概況説明書（1～2頁）」の写し ・個人事業主（青色申告）の場合は、確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1～2頁）」の写し ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面（※） ・売上台帳等の写し（※） (※) 例えば、月額のみの記載など、日々の取引の状況が分からぬ場合等は、具体的な取引が確認できる追加資料の提出をお願いすることがあります。

(4) 直近の確定申告書類の写し

(香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかを受給済で、その申請の際に提出した書類と同じものである場合は省略可能)

【法人の場合】

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」の写し

【個人事業主の場合】

マイナンバーの部分を全て黒塗りしている。

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」の写し

(5) (店舗等がある場合) 店舗等の外観・内観の写真

感染防止対策の状況が確認できるものを添付している。

写真は、貼付台紙に貼付している。

店舗等が複数ある場合は、それぞれの写真を添付している。

(6) 該当要件申告書（第3号様式）

該当する要件について必要事項を全て記載している。

（支給対象②、③に該当する場合のみ）平成30年1月1日から令和4年3月31日までの間の取引について記載している。

(7) (支給対象②、③に該当する場合のみ) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類

例：発注書、納品書、請求書、取引先からの入金が確認できる書類等の写し

平成30年1月1日から令和4年3月31日までの間の取引が確認できる書類（抜粋）を添付している。

該当要件申告書に記載の全取引先について、取引が確認できる書類を添付している。

(8) 誓約書（第4号様式）

申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。

(9) 応援金の振込口座の通帳等の写し

(香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかを受給済で、その申請の際に提出した書類と同じものである場合は省略可能)

振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。

通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）

(10) (香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ) 香川県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し

(香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかを受給済で、その申請の際に提出した書類と同じものである場合は省略可能)

香川県外に主たる事務所を置く事業者は提出が必要です。

(11) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

(香川県営業継続応援金（第1次～第3次）、香川県酒類販売業支援金、香川県営業活動回復加速化支援金のいずれかを受給済で、その申請の際に提出した書類と同じものである場合は省略可能)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。

(12) (創業等特例の場合のみ) 事業を開始した日を証する公的な書類

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	例：法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は開業届の写し など
--------------------------	--------------------------	--------------------------------------